



庄原市子育て世代包括支援センター（愛称：ほのぼののネット）は、安心して妊娠・出産・子育てができるように、さまざまな相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行います。このページで皆さんに子育てに関する情報をお伝えします。

電子母子手帳 「庄原ほのぼのネットアプリ」

電子母子手帳「庄原ほのぼのネットアプリ」が7月1日から利用できるようになりました。

スマートフォンやタブレット端末、パソコンで利用することができ、育児や仕事で忙しい皆さんをサポートする便利な機能が充実しています。ぜひご利用ください。



こんな機能があります！

- ①市の支援制度・サービスを案内
- ②記録・管理
 - ▼妊娠中の体調・体重
 - ▼胎児や子どもの成長
 - ▼予防接種の接種予定
 - ▼妊婦や子どもの健診
- ③妊娠週数や子どもの月齢に合った情報提供・アドバイス
 - ▼出産・育児に関する情報
 - ▼子育て支援施設などの案内
- ④育児日記
 - ▼子どもの成長を写真と共に記録
 - ▼成長記録などは家族と共有可能

ダウンロード

<https://www.mchh.jp/login>



現況届を忘れずに！ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方（所得制限で受給していない方を含む）は、受付期間中に児童福祉課または各支所担当窓口で現況届の手続きを行ってください。

期間内に手続きをしないと、手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。

給付対象者

◎児童扶養手当

ひとり親家庭、または父母に代わってその子どもを養育している方に支給。児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

◎特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給。
※いずれも所得制限があります。
※該当すると思われる方は、お問い合わせください。

受付期間

- 児童扶養手当
8月31日(月)まで
- 特別児童扶養手当
8月12日(水)～9月11日(金)

※該当する方に案内を送付します。
受付窓口・問い合わせ
児童福祉課児童福祉係

☎0824・73・1192

各支所地域振興室、市民生活室

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に影響を受けているひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

基本給付

給付額

1世帯当たり5万円
第2子以降 1人当たり3万円加算

対象者

- ①令和2年6月分児童扶養手当受給者
- ②公的年金などを受けていないことにより児童扶養手当を受給していない方で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準になった方
- ※①に該当する方は、申請不要です。詳しくは、既に送付した案内文書をご確認ください。
- ※②③に該当する方は申請が必要ですが、詳しくは、児童福祉課児童福祉係にお問い合わせください。市ホームページをご確認ください。

追加給付

給付額

1世帯当たり5万円
※新型コロナウイルス感染症により収入が減少したひとり親世帯が対象。

受付窓口・問い合わせ

児童福祉課児童福祉係

☎0824・73・1192

☆ほのぼのネット9月の行事予定☆

	とき	内容	ところ
出張相談	9月12日(土) 10時～12時	妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談	庄原ひだまり広場 西本町2-12-8 ☎0824-75-0222
講座	9月18日(金) 10時～12時	あるある講座「こどもの困った」	

※参加を希望する方は庄原市子育て世代包括支援センターへご連絡ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合があります。

【問い合わせ】 子育て世代包括支援センター(ほのぼのネット) ☎0824-73-1214